

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

金融商品の減損に関する IFRS 移行リソース・グループの 第1回会議

目次

- ・はじめに
- ・トピック1ー将来の経済状況の予測
- ・トピック2ーローン・コミットメントー適用範囲
- ・トピック3ー予想信用損失ー測定日
- ・トピック4ー保証された負債性金融商品に係る信用リスクの著しい増大の評価
- ・トピック5ー予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間
- ・トピック6ーリボルビング信用枠
- ・トピック7ー発行済金融保証契約の予想信用損失の測定
- ・トピック8ー条件変更後の金融資産に関する予想信用損失の測定

本 IFRS in Focus は、2015 年 4 月 22 日に開催された金融商品の減損に関する IFRS 移行リソース・グループ(「ITG」、「グループ」)の第 1 回会議を要約したものである。

はじめに

ITG とは、IFRS 第 9 号「金融商品」(2014)の公表を受けて新たな減損の要求事項から生じる適用上の論点について、利害関係者を支援するために国際会計基準審議会 (IASB)によって設立された議論の場である。

全般的に、ITG の目的は、

- ・ 新たな減損の要求事項の適用から生じる利害関係者の論点について、収集、分析、並びに議論すること、
- ・ IASB にこれらの適用上の論点について情報提供を行い、必要に応じて IASB がこれらの論点に対処するために、どのような措置が必要かを判断するための支援とすること、及び、
- ・ 利害関係者が新たな減損の要求事項について、適用に関わる他の関係者から情報を得る公開の場を提供することである。

会議の中で、ITG のメンバーは論点に関する見解を共有するが、グループはいかなるガイダンスも発行するものではない。IASB が必要に応じてそれぞれの論点に対してどのような措置を講じるかを判断する。ITG 及び議論されたアジェンダ・ペーパーに関する更なる情報は下記 [IASB の Web サイト](#)を参照のこと。

ITG の本会議は、2015 年に 3 回計画されているグループの会議のうちの、最初の会議として開催された。それ以上の会議は意図的に計画されておらず、これにより、多くの場合すでに進行中である適用作業の安定した基盤となるよう、グループに論点を提出する名目的な終了日を示すこととなる。

スタッフはグループに提起された論点の概要を提供し([IASB の Web サイト](#)にて入手可能)、第 1 回の会議で議論される 8 つの論点は、締切日前に受領したもので、ITG による議論の対象となる要件を充足している最初の 8 つであると言及した。その後受領した他の論点については、ITG による議論の対象となる要件を充足する場合、次回会議(2015 年 9 月 16 日を予定)で議論される予定である。

本会議には ITG メンバー、IASB スタッフ(「スタッフ」)及び数名の IASB ボード・メンバーが出席し、当該 IASB ボード・メンバーの中の 1 名が議長を務めた。本会議で示された見解は IASB により承認された見解を表すものではない。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

トピックは、グループによって議論された順で以下に記載されている。

トピック 1ー将来の経済状況の予測

背景

IFRS 第 9 号は予想信用損失の測定及び信用リスクの著しい増大の判断の際、将来の経済状況について将来予測的な見通しを考慮することを企業に求めている。信用リスクの著しい増大があるか否かの評価は「各報告日に」実施され、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮する。予想信用損失の測定は、「報告日における」過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況に関する過大なコストや労力を掛けずに、利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映するものである。

貸倒損失引当 (loan loss provisioning) の将来予測的な性質を踏まえ、ITG は、予想信用損失の測定がモデル化された日より後に生じる事象や予測で、信用リスクの著しい増大の評価及び予想信用損失の測定の両方に影響し得るものを取り込むべきか、及び、どのように取り込むべきかについて質問を受けた。その事象や新たな情報は以下のいずれかの時点で判明する。

- (a) 報告期間の末日前(論点 1)又は
- (b) 報告期間の末日と財務諸表にサインする日付との間(論点 2)

論点 1 に関して ITG が検討を求められたシナリオは、銀行が報告日時点の貸倒損失引当金の認識及び測定のために、報告日より 1ヶ月前のインプット及び仮定を用い、報告日より前に貸倒損失引当金の異なる測定をもたらすような事象が発生した場合である(例: 中央銀行による固定相場制の廃止)。

論点 2 に関しては、ITG は報告日後に発生した事象が、報告日時点でその可能性を考慮されていたか(例: 過去のトレンドを覆す新たな失業数値)又は全く予想されなかった事象(例: 自然災害)かによって、修正を要する後発事象又は修正を要しない後発事象になるかの検討を求められた。

IAS 第 10 号「後発事象」は、貸借対照表日後の事象について以下のとおり区別している。

- (a) 報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する事象(修正を要する後発事象)
- (b) 報告期間後に発生した状況を示す事象(修正を要しない後発事象)

さらに、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、事業活動に固有の不確実性が存在するため、財務諸表の項目には、正確に測定できず、見積りのみで測定される項目も多いと認めている。金融商品については貸倒損失引当金がこれらの項目に該当する。

詳細は ITG の [アジェンダ・ペーパー 2](#) を参照のこと。

要約

スタッフはトピックを紹介し、重要性を考慮した上で、報告日より「前」に利用可能となる事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報が、信用リスクの著しい増大の評価及び報告日時点の予想信用損失の測定に反映されることが要求されていることを説明した。

スタッフは、また、報告期間「後」の事象及び新たな情報は、それらが IAS 第 10 号において修正を要する後発事象であるか、修正を要しない後発事象であるかを決定するために評価される必要があると述べた。例えば、報告日前に生じた事象に関する情報が報告日後に利用可能となることがある場合があり、これは報告日時点の予想信用損失の測定に反映される必要があるかもしれない(たとえば、報告期間の末日において顧客に対する残高が信用減損していたことを通常は確認することとなる顧客の倒産)。スタッフは、報告期間末日時点の予想信用損失の決定は、本質的に、報告日時点の合理的で裏付け可能な見積り及び将来予測に依拠すると説明した。

多くの ITG メンバーは、IFRS 第 9 号は「報告日時点」の信用リスクの評価及び予想信用損失の測定を要求しており、報告期間の末日より前に利用可能な情報は考慮されるべきであることについて、スタッフに同意した。ITG メンバーは、貸倒損失は、実務的な観点から報告日に対する準備として、報告日前の情報を利用して事前に測定される可能性はあるが、報告日時点の状況を反映して更新される必要があると述べた。しかしながら、場合によっては、重要性を理由に、調整が不要となることはある。多くの ITG メンバーは、プロセスが整合的に適用され、基準に準拠していることを証明するために、適切なガバナンス、コントロール及び透明性を伴う堅牢なプロセスを構築することの重要性に言及した。

一部の ITG メンバーは、報告日後の調整の取扱いは特に困難であり、その必要性は特定の事実及び状況によると述べた。例えば、報告日後に行われる国民投票の結果については、明らかとなった投票の結果は報告日時点の状況を表していないため、調整されない。その代わりに、報告日時点の評価及び測定は、投票のさまざまな結果の可能性やそれらの減損の会計処理への影響を考慮して行われるべきである。この点について、何人かは公正価値と類比し、その測定は報告日の予想に基づいており、金利の変動等のその後の事象は考慮されていないと述べた。

多くの ITG メンバーは、見積りは多くの場合に実際の結果と異なる性質があるが、重要な点は報告日時点の見積りが堅牢で適切に管理されたプロセスを通じて決定された報告日時点における利用可能な合理的で裏付け可能な将来予測的な情報に基づいていることであると繰り返し述べた。IAS 第 8 号 34 項は、状況の変化又は新しい情報の結果としての見積りの修正は、過去の期間には関連しないということを確認している。したがって、報告期間後の修正は、IAS 第 10 号（これは、IFRS 第 9 号の公表によって変更されていない）と整合的であればならない。

さらに、スタッフは、将来予測の影響は、専門家の判断に基づく仮定及び見積りを行うモデルを通じて、報告日時点で決定されることも説明した。報告期間後の事象は、それらが IAS 第 10 号に従って修正を要するか要しないかを決定する文脈において、評価されなければならない。

トピック 2—ローン・コミットメント—適用範囲

背景

ローン・コミットメントの発行者は IFRS 第 9 号の減損の要求事項を他の点では IFRS 第 9 号の範囲外となるローン・コミットメント（すなわち、純損益を通じて公正価値で測定されないもの）に適用することを要求される。ローン・コミットメントは IFRS 上で定義された用語ではないが、IFRS 第 9 号 BC22.2 項はローン・コミットメントを「事前に特定された条件に従って信用を提供する確定約定である」と記述している。

ローン・コミットメントの明確な定義がないことにより、利害関係者から、伝統的な「貸付」ではない信用を供与するコミットメントは、IFRS 第 9 号の減損の要求事項の対象となるローン・コミットメントとして取り扱うべきかという質問が出た。特に以下の 2 つの例が ITG に提起された。

例 1: 将来のある日にファイナンス・リースを行うという（ファイナンス・リースの開始日における）コミットメント（すなわち、将来の一括払又は複数回の支払を得てリース期間の起算日に資産の使用権を移転させるコミットメント）

例 2: 将来において顧客が小売業者から商品又はサービスを購入する際に、ストア・アカウントの発行を通じて顧客に対して信用を供与するという小売業者によるコミットメントで、以下の特徴を有するもの

- (a) ストア・アカウントは、現金を引き出すことや、他の小売業者や供給業者から購入することには使用出来ない
- (b) ストア・アカウント発行時において、顧客との間に特定の販売契約は存在しない。顧客は小売業者から特定の商品を購入するためにアカウントを使用することが可能であり、小売業者はその時点で（すなわち、顧客が支払いとしてカードを提示する時）その特定の商品を顧客に販売することに合意する
- (c) 小売業者と顧客との間の合意には商品やサービスを顧客に提供するという発行者の義務は含まれない。
- (d) 小売業者は信用リスクを保持し、顧客へ信用枠を供与する前及びその間において自ら信用調査を行う。
- (e) 小売業者は関連する通知を顧客に提供することで、いつでも信用に関する合意を改定及び取り消すことが出来る。

詳細は ITG の [アジェンダ・ペーパー 3](#) を参照のこと。

要約

議論されたアジェンダ・ペーパーにおいて、スタッフは、上記の 2 つの例が IFRS 第 9 号の減損の要求事項の適用範囲にあるかどうかを決定するために 2 つの質問を提示した。

質問 1: ローン・コミットメント（すなわち、事前に特定された条件に従って信用を提供する確定約定）はあるか？

質問 2: そのローン・コミットメントは、金融商品の定義を満たすか（IFRS 第 9 号の減損の要求事項は金融商品であるローン・コミットメントにのみ適用される）？

これら 2 つの質問に対する回答が Yes であれば、そのコミットメントは IFRS 第 9 号の減損の要求事項の適用範囲内である。

はじめに、スタッフは、ITG の議論の目的は、提示された例に対する 2 つの質問に回答することではなく、2 つの質問が、コミットメントが適用範囲内か否かを決定するかどうかを議論することであると説明した。

多くの ITG メンバーは、2 つの質問は決定的であることに同意したが、あるメンバーは、最初の 2 つの質問に対する回答が Yes であるならば、3 つ目の追加的な質問が必要であると述べた。その質問は、他の範囲除外により、これらのローン・コミットメントが減損の要求事項の適用範囲外となるかどうかを問うものである。これはファイナンス・リースの事例で考慮された。なぜなら、たとえ質問 1 と 2 に対する回答が Yes であったとしても、リースに関する範囲除外により、そのコミットメントは IFRS 第 9 号の減損の要求事項の適用範囲外となる可能性があるためである。議長は、この 3 つ目の質問が必要であることに同意した。

スタッフは、提示された例に対するこれらの質問についての回答に対して追加のコメントはしなかったが、多くの ITG メンバーは次の見解を示した。

- ファイナンス・リース・コミットメントは、金融商品の定義を満たさず、したがって、減損の要求事項の適用範囲に入らない。
- ストア・カードの事例は、発行者が製品又はサービスを顧客に販売することを拒否する裁量を有していることから、確定約定を生じさせず、また、たとえ確定約定を生じさせたとしても、そのコミットメントは金融商品ではない。

ある ITG メンバーは、その契約が金融商品の定義を満たさないことを支持し、IAS 第 32 号 AG20 項(下記参照)に言及した。「非金融商品項目を購入又は売却する契約は、金融商品の定義に該当しない。なぜなら、一方の当事者が非金融資産又はサービスを受け取る契約上の権利とそれに対応する他方の当事者の義務は、金融資産を受け取るか、引き渡すか又は交換する現在の権利又は義務をいずれかの当事者に生じさせるものではないからである。」

トピック 3—予想信用損失—測定日

背景

IFRS 第 9 号は一貫して、企業が報告日における予想信用損失を測定するという要求事項に言及している。しかしながら、IFRS 第 9 号の他の章(設例を含む)及び他の IFRS 基準書の関連する要求事項は、報告日以外の日における予想信用損失を測定するという要求事項があることを示唆している。つまり以下の 2 つの時点である。

- (a) 認識の中止の日
- (b) 当初認識の日

これは、IFRS 内に矛盾が存在するか否か、あるいは、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値(FVTOCI)で測定される金融資産の認識の中止の日及び当初認識の日に、貸倒損失評価引当金を実際に測定する必要があるか否かという問題を生じさせる。

アジェンダ・ペーパーは償却原価で測定される資産の認識の中止の日において、予想信用損失の測定は以下の理由で必要であると説明している。

- IFRS 第 9 号 3.2.12 項は、認識の中止の日における帳簿価額と受け取った対価の差額を純損益に認識することを要求している。
- IAS 第 1 号(82 項(aa)及び(ba))は、認識の中止、減損損失及び戻し入れにより生じた利得及び損失を独立項目として表示することを求めている。

帳簿価額とは、貸倒損失評価引当金の調整を含む償却原価である。したがって、認識の中止の日における貸倒損失評価引当金は、認識の中止による利得又は損失の測定に必要である。さらに、FVTOCI の測定区分は純損益においては当該金融資産を償却原価で測定しているかのような情報を認識することから、そのような貸倒損失評価引当金は認識を中止する FVTOCI で測定される資産についても必要である。当該要求事項は、IFRS 第 9 号内の矛盾ではなく、IFRS 第 9 号の特定の認識の中止に関する要求事項と考えられる。スタッフは企業が上記の要求事項を検討する際、IAS 第 8 号 8 項に従い、問題となっている項目の重要性を考慮することとなるだろうと述べた。

スタッフは、当初認識時に損失評価引当金を測定することについて、(IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」で要求されている通りに)その後の金融資産の為替差損益を適切に捉えるためには、外国通貨で表示されている資産についてそのような測定が必要となると、アジェンダ・ペーパーにおいて説明した。IFRS 第 9 号の設例 14 は FVTOCI で測定される外国通貨で表示される資産の当初認識時の会計仕訳を記載しており、損失評価引当金が当初認識時に測定されることを示している。これは、外国通貨で表示される資産の償却原価(すなわち、損失評価引当金を含む)について外国為替レートの変動の変化を認識するためである。スタッフは企業が上記の要求事項を検討する際、IAS 第 8 号 8 項に従い、問題となっている項目の重要性を考慮することとなるだろうと再度述べた。

詳細は ITG の [アジェンダ・ペーパー7](#) を参照のこと。

要約

ITG メンバーは、償却原価又は FVTOCI で測定される金融資産の認識の中止時に損益を計算するために、認識の中止時の損失評価引当金を決定する必要があると、スタッフに同意する見解を表明した。しかしながら、実務的な観点から、損失評価引当金の直近の測定は、IAS 第 8 号の重要性を考慮した上で、受入可能な近似値として役に立つかもしれないと述べられた。グループはさらに、認識が中止される資産に対する貸倒損失評価引当金の直近の測定を用いる可能性について議論し、これは、損失評価引当金が計算される頻度次第であると述べた。例えば、年次よりも頻繁に評価される必要がある可能性はあり、おそらく月次であるべきかもしれない。あるメンバーは、多くの金融機関(例えば、小規模な銀行)にとって、月次での算定は実務的ではないであろうと述べた。いずれにしても、直近の測定が適切か否かは、特定の事実及び状況に基づき評価される必要があると述べられた。

当初認識時の貸倒損失評価引当金を算定する必要性に関して、IAS 第 21 号を適用する目的において必要であるということに、多くの ITG メンバーは同意しなかった。これらのメンバーは、IFRS 第 9 号 5.1.1 項は金融資産を公正価値で当初認識することを要求しており、そのため、この残高が、IFRS 第 9 号により要求される報告期間末日時点の損失評価引当金を含む決算日の価額(closing value)とともに、IAS 第 21 号の外貨換算の目的のための当初の価額(opening value)として利用可能であると述べた。したがって、設例 14 に示された方法は IFRS 第 9 号及び IAS 第 21 号を適用する際の唯一の受入可能なアプローチではないと認識された。

トピック 4—保証された負債性金融商品に係る信用リスクの著しい増大の評価

背景

保証された負債性金融商品は、債務者が支払いを怠った場合に保有者が負債性金融商品の条件に基づき保証者からの回収を行うという、契約条件と不可分の金融保証契約を含む金融資産である。

IFRS 第 9 号は、全期間の予想損失に対する損失評価引当金を認識すべきかを判断するために、当初認識時以降に信用リスクの著しい増大があるか否かを評価することを企業に求めている。ITG は、保証された負債性金融商品の信用リスクに著しい増大があるか否かを評価する際に、企業は不可分の金融保証契約を通じてキャッシュ・フローを回収する能力を考慮すべきかについて見解を求められた。

仮に金融保証契約が考慮され、例えば、債務者の債務不履行のリスクに著しい増大が生じている場合に保証者の信用の質が考慮されるとすれば、企業は金融商品の信用リスクは著しく増大していないと依然として評価する可能性がある。これは、保証契約の条件は債務者が未払いの場合に保証者からの迅速な回収を規定しており、当該保証契約のもとで保証者が支払いを怠るリスクには著しい増大がみられないことによるかもしれない。

アジェンダ・ペーパーのスタッフによる分析は以下に示されている。

IFRS 第 9 号 5.5.9 項は、信用リスクが当初認識以降の債務不履行発生リスクの変動を考慮して評価されることを求めており、IFRS 第 9 号 B5.5.12 項及び 22 項は信用リスクを評価する際に担保は考慮されないことを示している(これは、債務不履行の場合における回収可能なキャッシュ・フローを評価する際に考慮される)。したがって、信用リスクの著しい増大の評価の際に不可分の金融保証契約からの回収を除外することは、担保の取扱いと整合的である。

IFRS 第 9 号 B5.5.17 項は、信用リスクの変動の評価に関連性のある可能性のある情報として、「担保又は保証契約の増額」や「債務の裏付けとなっている担保の価値又は第三者の保証若しくは信用補完の質の著しい変化」に言及している。しかしながら、当該要求事項は、これらの要因が債権者の不履行リスクに影響を及ぼす限りにおいて含まれ、その債務不履行のリスクが担保又は保証契約に基づき回収する能力によって低減されると考えられることを示しているものではない。

詳細は ITG の [アジェンダ・ペーパー5](#) を参照のこと。

要約

多くの ITG メンバーは、債務不履行の可能性は不可分の金融保証契約からの回収を含まないことについて、基準は明確であることに同意した。しかし、保証者の予想される行動は債務不履行の可能性に影響を与える可能性があるとして述べられた。この点を説明するために、債務者に資本又は現金の注入によって債務不履行を防止する誘因及び財務上の能力を有している株主(又は個人の親)を考慮するという IFRS 第 9 号 B5.5.17 項(k)の例示への言及があった。保証者が、保証契約に基づく請求に対して債権者に支払うことに対して、債務者に直接資金供与する可能性は、債務不履行の可能性に影響を与える。

多くの ITG メンバーは、本基準の要求事項(すなわち、信用リスクの評価において回収を除外する)を適用することによる結果を好まなかった。彼らは、これは保証の下での回収を含めて信用リスクを考えるリスク管理の実務と不整合であると感じていた。さらに、これらのメンバーは、測定にほとんど影響がない(すなわち、損失評価引当金は少額のまま)にもかかわらず、リスク管理アプローチと不整合な追加の開示につながると感じていた。あるメンバーは、アプローチの違い(すなわち、信用リスクの評価において回収を含めることと含めないこと)は重要か否か質問をした。

規制当局からは、損失評価引当金だけでなく信用リスクの緩和措置にも関心を持っており、そのため、特に、担保価値が変動し得る(例えば、市場価格に基づき)のと同様に保証者からの回収額が変動し得る(例えば、彼らの環境に基づき)ことから、保証契約からの回収を除外した信用リスクに基づき、資産がどのステージにあるか理解することは重要な情報価値を有していると述べられた。

トピック 5—予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間

背景

予想信用損失を測定する際に、IFRS 第 9 号は、予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間(債務者の延長オプションを含む)であり、たとえそれより長い期間が事業慣行と整合する場合でも、その長い期間ではないと記述している。IFRS 第 9 号は、ローンと未使用コミットメント部分の両方を含む金融商品について当該規定に対して限定的な例外を設けている。その場合の債権者が返済を要求し未使用コミットメントを解約する契約上の能力は、企業の信用損失をその通知期間に限定しない(例えば、クレジットカードや当座貸越枠などのリボルビング信用枠)。これらの要求事項を踏まえ、ITG は以下の例示と質問を検討するよう求められた。

A 銀行は変動金利住宅ローンのポートフォリオを集合的なベースで管理している。住宅ローンは X 国の顧客に以下の条件で実行される。

- 明記されている満期は 6 ヶ月であり、自動延長条項が付されている。これにより、債権者又は債務者が明記されている満期日にローンを終了させる行動をとらない限り、ローンは次の 6 ヶ月間自動的に延長される。
- 金利は 6 ヶ月間毎にその期間の始めに固定される。金利は延長日現在の市場金利に修正される。
- 債権者による延長を拒否する権利は制限されていない。

当該住宅ローンは IFRS 第 9 号 4.1.2 項における償却原価測定の要件を満たしていると仮定する。

実務上、債務者が明記された満期日にローンの終了を選択することは一般的に予想されていない。なぜなら、他の銀行に住宅ローンに移転させること、又は、新商品に申し込むことは、一般的に事務的な負担を生じさせ、債務者にとってはほとんど又は全く経済的便益がないためである。

さらに、A 銀行は個人ローンについて定期的な信用ファイル審査を履行しておらず、その結果、特定の債務者について信用の悪化を生じさせる事象に関する情報を得ない限り、通常はローンを解約することはない。過去の実績に基づけば、当該ローンは何度も延長され、最長 30 年間継続する可能性がある。

質問: 契約上の延長オプションが債権者からの異議がないことを条件とする場合、IFRS 第 9 号において予想信用損失を測定する際、A 銀行が考慮すべき最長の期間は何か。

詳細は ITG の [アジェンダ・ペーパー1](#) を参照のこと。

要約

多くの ITG メンバーは、このシナリオにおいて、貸手は 6 ヶ月を超えて融資を行うことを契約上強制されないため、予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は 6 ヶ月であるということについて基準は明確であるという、アジェンダ・ペーパーにおけるスタッフの分析に同意した。これらのメンバーは、ローンと未使用コミットメント部分の両方を含む金融商品に対して最大限の契約期間を超えて見積りを行うことを企業に許容する IFRS 第 9 号 5.5.20 項における限定的な例外は、このシナリオに適用されないと述べた。しかしながら、他の数名は、なぜこの例外が適用されないのか質問した。なぜなら、この例外は、「ローンと未使用コミットメント部分の両方」を含むと言及しているものの、全てのローンが使用され未使用部分が残っていないケースに適用されることは期待されており、これは提示された事例と類似しているから見受けられるからである。このことは、IFRS 第 9 号 5.5.20 項の適用範囲についての議論へと進んだ。議長は、本項は金融商品が使用部分と未使用部分を持つ可能性がある場合に適用されると IASB は考えており、ある時点でいくらが使用されているかどうかにはよらない(すなわち、全額が使用されているか、未使用であることは関係ない)と述べた。したがって、検討されている事例は未使用の部分を持つ可能性がない(すなわち、ローンは、事前に決定された金額に対するものであり、債務者に対して提供されている)ことから、IFRS 第 9 号 5.5.20 項は適用されない。

提示された例において、貸手はローンを6ヶ月を超えて延長しないことを選択できるため、たとえ貸手が実際に信用リスクを限定するこの権利を積極的に行使しない場合であっても、ローンの信用リスクは6ヶ月に限定されている。

数人のメンバーは、6ヶ月のみを見積もることの会計的な結果は、行動予測上の期間が6ヶ月を超えることを前提として通常は6ヶ月を超えて見積りを行うリスク管理の観点と不整合であると述べた。他のメンバーは、予想信用損失を算定する期間を制限するために企業が商品をストラクチャリングするという意図されない結果が生じるリスクにも言及した。

最長の契約期間を評価する際には、契約の実質的な条件のみが考慮されるべきであると述べられた。ローンが実行された状況において、貸手がローンを延長することを要求される場合には(例えば、貸手には選択権がなく、法や規制に従って延長することを要求される場合、貸手の延長オプションは実質的でない)、6ヶ月の期間を超えて見積りをしなければならない。

トピック6—リボルビング信用枠

背景

リボルビング・クレジットカード枠について、ITGは2つの別個の論点を検討するよう求められた。

- どの期間にわたって予想信用損失を算出すべきか(論点1)
- 著しい信用リスクの増大の評価の目的において当初認識の日をいつにすべきか(論点2)

以下の例及び質問が、議論の基礎として使用された。

論点1

- A銀行はリボルビング信用枠(例えば、クレジットカード)のポートフォリオを有している。
- 債務不履行とならないカードの予想存続期間は5年である。A銀行は何年もの間安定的な残高を有していることから、報告日における平均残存期間は2年半である。
- 平均的に、債務不履行となるカードは、発行から18ヶ月後に、及び信用リスクの著しい増大が生じてから9ヶ月後に、債務不履行となる。A銀行は何年もの間安定的な残高を有していることから、報告日における平均残存期間はそれぞれ9ヶ月と4ヶ月半である。
- どのカードも同様に限度額はCU1,000であり、平均の月末残高はCU500である。
- A銀行の信用リスク管理方針では、過去の行動及びカードに設定された信用限度との関連において月次残高を監視することとなっている。A銀行は外部の信用調査からも、個人顧客の信用状態、例えば顧客が同一の法域にある他の貸手とのカードやローンの支払いを滞納しているかや、他の理由により顧客の全般的な信用スコアが増大について、情報を得ている。
- A銀行は以下のいずれかが発生した場合、個人顧客について信用リスクの著しい増大が生じたと判断する(加えて、失業率などのマクロ経済要因を考慮する集団的で将来予測的な多重の検討を行っている)。
 - 顧客は2ヶ月連続して、又は過去12ヶ月間のうち3ヶ月以上、最低限の月次支払いのみを行った。
 - 顧客は他の貸手のローンの支払いを滞納した、又は外部データは他の理由により信用リスクが増大したことを示している。
 - 顧客は一度(又はそれ以上)最低限の月次支払いを滞納した。

もし上記のいずれかが生じた場合、A銀行は、

- 未使用信用限度額を平均CU700まで下げる(ただし、全額を取り下げることは「顧客を公正に取り扱う」という現地の規制上の要求を満たさないため、そのようなことを行う見込みはない)。
- 財政状況について協議するため顧客に連絡を取る。
- これまで顧客が権利を有していたボーナス・レート(例えば、残高の移動等)を取り下げ、金利を標準的な年率に戻す。これは、カードを使用するコストを引き上げることにより、顧客がさらにカードを使用しないようにすることを目的とする。

債務者が 2 ヶ月連続して要求される最低限の月次支払いを滞納した場合、カードは債務不履行に陥ったとみなされる。この時点において、A 銀行は回収手続きを開始するため、再度顧客に連絡する。

報告日において、75%のカードは信用リスクの著しい増大がみられず、ステージ 1 に区分される。20%のカードは信用リスクの著しい増大がみられ、ステージ 2 に区分される。それ以外の 5%は債務不履行となっている(すなわち、信用減損しており、ステージ 3 に区分される)。ステージ 2 に区分されるもののうち半数(すなわち、カードの総数の 10%)は債務不履行となることが予想され、残りの半数は「治癒」し、債務不履行にならないと予想される。

当該ポートフォリオは IFRS 第 9 号 5.5.20 項の条件を満たすと仮定し、「要求に応じた」通知期間を超えて予想信用損失の算出をすることが容認される。

質問: IFRS 第 9 号に基づき以下の予想信用損失を算出するために、どのような期間を使用すべきか。

- (a) ステージ 1 の資産
- (b) ステージ 2 の資産
- (c) ステージ 3 の資産

論点 2

A 銀行はリボルビング信用枠(例えば、クレジットカード)のポートフォリオを有している。

当該ポートフォリオは当該銀行のクレジットカードを長年(20 年超)保有している顧客を含む一方、先月クレジットカードの口座を開設した顧客も含んでいる。顧客が当該銀行のクレジットカードを所有している加重平均期間は 5 年である。

当該銀行のクレジットカードを長年所有している顧客に関しては、これまでにいくつかの事象が生じた可能性がある。

- 顧客は異なるタイプのカードに変更したかもしれない。例えば、最初は学生の時にカードを作成し、当時は「学生カード」を所有していたかもしれない、その後、「標準カード」に変更したかもしれない。また、それからしばらくして(例えば、顧客の収入が規定の最低水準を満たした場合やより高い便益に対する見返りとして年会費を支払う場合)、さらに「プレミアムカード」に変更したかもしれない。
- 銀行は場合によっては複数回にわたり、顧客の信用限度を引き上げたかもしれない。当該引き上げは顧客からの要請に対応したためかもしれないし、あるいは(顧客が銀行の信用要件を満たすことを条件に)銀行が提案したためかもしれない。
- 当該銀行は年に一度、各クレジットカード枠の年次レビューを実施する。これの大部分は自動化された手続きであり、多くの場合にカード口座の条件変更には至らない。しかし、一部の場合に顧客の信用限度の増減又は他の条件の変更を生じさせる。

当該ポートフォリオは IFRS 第 9 号 5.5.20 項の条件を満たすと仮定する。

質問: 銀行 A は(当初認識以降、信用リスクの著しい増大があったかどうかを判断する目的で)リボルビング信用枠の当初認識の日をどのように決定すべきか。

詳細は ITG の [アジェンダ・ペーパー4](#) を参照のこと。

要約

論点 1

議論された資産のポートフォリオに関する 3 つのステージのうち、数人のメンバーは、ステージ 3 に区分される資産の期間は最も容易であると述べ、A 銀行はすでに信用枠を解約する行動を起こしているため、A 銀行はポートフォリオから回収されると予想するキャッシュ・フローを考慮し、これらを基に予想信用損失を算定すべきであるという、アジェンダ・ペーパーの分析に同意した。

ステージ 1 及び 2 に区分される資産に対して、数人が、例示における事実のパターンは単純化されており、実際にはより詳細な情報が要求されると述べた。議論で強調された重要な点は、ローンと未使用のコミットメントの両方を含む金融商品に対して、IFRS 第 9 号 5.5.20 項は企業が信用損失に晒される期間を契約上の通知期間に限定していないが、これは当該金融商品の行動期間が使用されるべきという意味ではないということである。その代わりに、企業は信用リスクに晒されており、かつ、予想信用損失が信用リスク管理行動によって緩和されない期間にわたり予想信用損失を測定する。したがって、信用リスクを緩和する管理行動を起こす能力は、当該期間を平均的な行動期間より短くすることがあり得る。例えば、銀行は予想存続期間が 30 年である商品のポートフォリオを保有している場合に、実際には見積期間をより短い期間に限定する信用リスク緩和策が実行されるであろうから、予想信用損失は 30 年にわたっては算定されない。

議論において、ステージ1に対するIFRS第9号の目的は、今後12ヶ月にわたる債務不履行の確率を検討した上で、これにより生じる金融商品の全存続期間にわたるキャッシュ不足額を考慮することであるということも強調された。

多くのITGメンバーは、予想信用損失が考慮されるべき期間は、その性質やビンテージによりポートフォリオを分割し、階層化することにより捕捉されると述べた。数人のメンバーは、行動期間と信用リスク緩和が実行される期間の違いは明確でなく、一部はそれらが同じものであると考えていた(すなわち、商品の存続期間は信用リスク緩和により短くなり、それが行動期間を決定する)。しかしながら、他のメンバーは、ポートフォリオベースでは、異なる結果が生じる可能性があり、確率の評価及び分割の一部としてこの点は考慮されるべきであると述べた(例えば、ステージ2の資産は異なる管理をされており、そのため行動期間は短くなる)。

当該議論から、これらの要求事項の適用は困難であり、引き続き作業が継続していく領域であることは明らかであった。

論点2

スタッフは、IFRSが金融資産及びローン・コミットメントに対する当初認識日に関連した要求事項を提供していることを説明し、論点を紹介した。すなわち、

(a) 金融資産に関連して、IFRS第9号3.1.1項は、次のように記述している。

「企業は、金融商品の契約条項の当事者になった場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産又は金融負債を財政状態計算書に認識しなければならない(IFRS第9号のB3.1.1項及びB3.1.2項参照)。」

(b) ローン・コミットメントに関連して、IFRS第9号5.5.6項は、次のように記述している。

「ローン・コミットメント及び金融保証契約については、減損の要求事項を適用する目的上は、企業が取消不能のコミットメントの当事者となった日を当初認識の日とみなさなければならない。」

議長は、議論の始めに、提示された論点は、予想信用損失の質問というより当初認識と認識の中止に関する質問であり、これらの要求事項はIAS第39号の要求事項から変わっていないが、ITGによる議論に関連性があると考えられると述べた。

議論において、多くのITGメンバーは、これは、新たな減損モデルを適用する際に特に困難な部分であると述べた。これは、時間と共に商品の条件が継続的に変更され、また、顧客のプロファイル及び性質が変化することに伴って、金融商品が進化していく特徴が理由である。

グループは、その取扱いはその商品が新しい商品であるかどうかの評価により、それは、ある場合には明らかである(例えば、顧客は新しい商品を与えられる)かもしれないが、他の場合には、より判断が必要であるかもしれない(例えば、既存の商品の条件が変更された場合)と述べた。したがって、これらの要求事項を適用するためには、判断が必要となる。

トピック7—発行済金融保証契約の予想信用損失の測定

背景

IFRS第9号の適用範囲内であり、純損益を通じて公正価値で測定されない金融保証契約は、IFRS第9号の減損の要求事項の対象となる。IFRS第9号では、当初認識時の公正価値測定の後、発行者はその金融保証契約を次のいずれか高い方で事後測定することを要求する。

(a) 予想信用損失の引当金の金額

(b) 当初認識額から、該当があれば、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識した収益の累計額を控除した金額

したがって、そのような発行された金融保証契約の予想信用損失の引当金を算出することが必要である。予想信用損失の測定は、当該保証の予想存続期間にわたって確率加重した見積り(すなわち、全てのキャッシュ不足額の現在価値)である。

IFRS第9号B5.5.32項は以下を要求している。

「金融保証契約については、企業は、債務者の債務不履行の場合にだけ、保証している金融商品の条件に従って支払を行うことを要求される。したがって、キャッシュ不足額は、発生した信用損失について保有者に弁済するための支払見込額から、企業が保有者、債務者又は他の者から受け取る見込んである金額を控除したものである。資産が完全に保証されている場合には、金融保証契約についてのキャッシュ不足額の見積りは、当該保証の対象となっている資産についてのキャッシュ不足額の見積りと整合的となる。」

ITG の議論のために提出された論点は、当該保証の存続期間にわたって企業が保有者より(保証料全額を最初に受取るのではなく)定期的に保証料を受取るという、企業により発行された金融保証契約に関するものであり、また、予想信用損失の測定は保証者が債務不履行の際に支払う金額から控除される可能性がある将来の保証料の受取りによって減額されるべきかどうかに関するものである。

詳細は ITG の [アジェンダ・ペーパー6](#) を参照のこと。

要約

スタッフは、将来の保証料の受取りは無視されるべきであり、損失に対する請求権の回収又は弁済のみが IFRS 第 9 号 B5.5.32 項の下で算出されるキャッシュ不足額の減額として含まれるべきであるという彼らの見解を説明し、論点を紹介した。このアプローチは、保証料が契約期間にわたって受け取られるか、又は、契約開始時に一括で受け取られるかどうかに関わらず、金融保証契約に対する予想信用損失の統合的な測定をもたらす。

ITG メンバーは、この論点を、この議論を提供した者と簡潔に議論し、スタッフの分析に同意した。しかしながら、あるメンバーは、金融保証契約には様々な条件があり、この点は適切な引当金を計算する際に考慮されるべきであり、その結果、信用リスクに晒される期間はより短くなるかもしれない、であると述べた。例えば、ある保証契約においては、契約を継続するために毎年変動保証料を支払わなければならない、当事者のいずれかが毎年契約を終了させることが許容されているかもしれない(すなわち、都度払いの契約)。

トピック 8—条件変更後の金融資産に関する予想信用損失の測定

背景

IFRS 第 9 号は金融資産の条件変更により認識の中止が生じない場合の、当該金融資産の会計処理に関する要求事項を含んでいる。本基準は、そのような状況において、企業は当該金融資産の総額での帳簿価額を再計算し、条件変更による利得又は損失を純損益に認識しなければならないと記述している。

IFRS 第 9 号のもとでは、認識の中止が生じない条件変更があった場合には、減損モデルは他の条件変更のない金融商品と同様に適用されるが、これは新しい契約条件に基づくこととなる。

IFRS 第 7 号は認識の中止が生じない金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更の性質及び影響、並びに、当該条件変更の予想信用損失の測定に与える影響について開示を求めている。この目的は、財務諸表の利用者が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を理解することを可能にすることである。

会議にて ITG メンバーは以下の例示と質問を議論の中で検討するように求められた。

- A銀行はIFRS第9号4.1.2項の条件を満たし、償却原価で測定されるローンを組成した。
- その後、A銀行は当該ローンの信用リスクが著しく増大したと判断し、結果として全期間の予想信用損失を認識した。
- その直後、A銀行は債務者が支払い可能と予想する金額を考慮するようにローンの条件を債務者と再交渉した、すなわち当初のローンの契約上のキャッシュ・フローは減額された。
- 当該ローンは当初認識時点で信用減損しておらず、公正価値ヘッジ関係にはなく、条件変更によって認識の中止は生じず、また、観察可能な信用リスクの減少はなく、よって企業は全期間の予想信用損失を算出し続けることが要求される、と仮定する。

質問1: A銀行は条件変更による利得又は損失をどのように算出すべきか。

質問2: A銀行は報告日における新たな全期間の予想信用損失評価引当金をどのように測定すべきか。

質問3: 条件変更による利得又は損失、及び予想信用損失評価引当金の変動をどのように表示すべきか。

質問4: どのような条件変更がIFRS第7号35J項の求める開示に含まれるか。

詳細はITGの [アジェンダ・ペーパー8](#) を参照のこと。

要約

多くの ITG メンバーはアジェンダ・ペーパーに示され以下に要約されたスタッフの分析に同意した。

質問1:

条件変更の評価及び条件変更による利得又は損失は、資産の総額での帳簿価額に基づいており、別個に取り扱われる貸倒損失評価引当金を考慮しない。しかしながら、一部のITGメンバーは、関連する点として、貸手が金融商品より追加的なキャッシュ・フローを回収するという合理的な予想を有していない場合に生じる直接償却は、総額での帳簿価額に影響を及ぼし、よって条件変更後の会計処理に影響を与えうると述べた。

質問2:

条件変更後に、貸倒損失評価引当金は金融商品の新たな変更後の条件に基づき再計算されるが、金融商品は継続的に認識されることから、信用リスクの評価は当初認識時の当初の信用リスクと比較して実施されることとなる。提示された例示においては、予想信用損失は全期間の予想損失に基づいており、債務不履行発生の確率を考慮した確率加重した測定が含まれる。したがって、債務者が支払えると銀行が予想する金額にキャッシュ・フローが変更されていることによって、損失評価引当金が単純にゼロになるわけではない。

質問3:

IFRS第9号は条件変更による利得又は損失を純損益及びその他の包括利益計算書のどの表示項目に表示すべきか規定していない。

しかしながら、A銀行はIAS第1号85項に規定されている、どのような場合に純損益及びその他の包括利益計算書において追加の表示項目を表示すべきかに関する要求事項を考慮すべきである。したがって、条件変更による利得又は損失を独立表示することが企業の業績の理解に関連性があると考えられる場合、A銀行はそれらを独立表示すべきである。

予想信用損失の変動に関しては、A銀行は減損損失及び戻し入れに関連して純損益計算書において独立表示を求めているIAS第1号82項(ba)の要求事項を考慮すべきである。

一人のITGメンバーは、条件変更による損失と減損利得の双方がある資産の条件変更から生じる場合、両者を別個の表示項目で表示することの情報価値について疑問を呈した。しかし、議長は条件変更による損失を独立表示することは、金融商品の契約条件の変更によって生じた損失に関する情報を提供していると述べた。

質問4:

IFRS第7号35J項の求める開示はすべての契約上のキャッシュ・フローの条件変更に適用される。

結果として、A銀行はIFRS第7号35B項において説明されている信用リスクに係る開示の全般的な目的を考慮しなければならず、問題の項目が当該目的を達成する上で重要と考えられる限りにおいて、条件変更に関する開示要求事項に従わなければならない。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。